

御堂会館内ホール使用規程

真宗大谷派難波別院(以下「当院」という。)では、御堂会館内に設けられた各ホール(以下「ホール」といいます。)のご使用に関し、下記のとおり、使用規程(以下「本規程」といいます。)を設けております。ホールの使用に関しましては、本規程の定めるところによるものとさせていただきますので、ご了承ください。

使用前のお願い

ホール使用前に詳細内容の打合せや下見などをお勧めしております。

※打合せや下見などをご希望の場合は当院(電話:06-6251-5820又は窓口:大阪府中央区久太郎町 4-1-11)までお問合せください。

使用可能日

ホール使用可能日(当館営業日)は、1月7日から12月27日までです。

※ただし、施設点検整備などで休館することがあります。ご了承ください。

使用可能時間

ホール使用可能時間は、午前9時から午後9時までです(ただし、午前9時以前に会議や展示の準備を行う場合を除く。)

※使用時間は厳守願います。

使用料金

ホール使用料および備品使用料は、別紙使用料金表をご参照ください。

【展示用途の場合】

展示用途でご使用の場合は、備品が付属しておりません。

【会議用途の場合】

会議用途でご使用の場合は、A・B・Cホールには、机・椅子(規定数)・ホワイトボード(1台)・有線マイク(1本)・演台(1台)の付属備品が含まれます。D・Eホールには、机・椅子(規定数)、ホワイトボード(1台)の付属備品が含まれます。

※当院ホームページ(<http://minamimido.jp>)にも、ホール使用料および備品使用料などを掲載しております。

申込手続

【予約開始】

展示用途でお申込みの場合は使用希望日の1年前から、会議用途でお申込みの場合は使用希望日の6か月前から予約を受け付けます。

※用途などによってはご予約をお断りする場合がございます。

【予約方法】

ホールの空き状況を電話又は窓口でお問合せください。

※予約の有効期間は受付日を含む10営業日です。有効期間内にお申込みのない場合は、当院の判断により予約を解除することがございますのでご了承ください。

【お申込み】

本規程をご確認のうえ、使用申込書に必要事項をご記入いただき、窓口でお申込みください。

※使用申込書は、当院ホームページ(<http://minamimido.jp>)からもダウンロードできます。

支払方法等

【使用料の前払い】

ホール使用料の全額を、申込日を含む10営業日以内に窓口又は振込にてお支払いください。

なお、この時点をもって契約成立とします。

※クレジットカードのご利用はできません。

【追加料金】

ホール使用料以外に備品使用料、延長使用料などの追加料金がある場合は、当院窓口にて当日ご精算ください。

ただし、当院が特別の事由があると判断した場合には、後納することができます。

※クレジットカードのご利用はできません。

【お振込み】

銀行名：三井住友銀行御堂筋支店

普通預金：0920237

口座名義：宗教法人 難波別院（シュキョウハウスン ナンパベツイン）

※振込手数料は使用者にてご負担ください。

使用時間と時間延長

【入室可能時間】

使用開始時刻の15分前には、窓口にて鍵をお渡しすることができます。

※鍵の管理には十分ご注意ください。

【終了時刻】

窓口に鍵をご返却いただいた時間を終了時刻とします。

使用申込書に記載の使用時間を15分超過すると、延長料金をお支払いいただくこととなります。

ただし、次の予約や設営などの必要が無い場合に限り申し受けませんが、この場合は延長料金をお支払いいただきます。

※延長料金の詳細は、当院ホームページ(<http://minamimido.jp>)にも掲載しております。

解約・日程変更

使用申込者の都合により解約又は日程変更された場合はキャンセル料をいただきます。

ただし、天災地変などの不可抗力による場合はキャンセル料をいただきません。

【展示用途の場合】

使用日の90営業日前から31営業日前まではホール使用料の50%、30営業日前から当日はホール使用料全額のキャンセル料をいただきます。

【会議用途の場合】

使用日の30営業日前から7営業日前まではホール使用料の50%、6営業日前から当日はホール使用料全額のキャンセル料をいただきます。

※振込みで返金をご希望の場合は、振込手数料を差引いた金額を返金します。

遵守事項

使用者は以下の事項を遵守願います。

【禁止事項】

- 1.ホール使用权を第三者に譲渡、転貸する行為。
- 2.御堂会館内及びその周辺における甚だしい喧騒混乱など、他に迷惑をおよぼす又はその恐れのある行為。
- 3.公序良俗に反する行為。
- 4.使用許可を受けていない場所、施設への立ち入りなどの行為。

- 5.非常出口、スプリンクラー、煙感知器、火災報知機を塞ぐなどの行為。
- 6.介助犬以外の生体持込み、危険物持込み、発火物使用などの行為。
- 7.所定場所以外での喫煙、壁・柱・扉などへポスター看板などの貼付け、および文字書き、釘打ちなどの行為。
- 8.その他、政治・宗教目的など、当院が不適切と判断した行為。

【責任事項】

- 1.著作権その他各種権利関連の申請および許諾の取得。
- 2.個人情報保護に関する一切の責任。
- 3.関係官庁への届出又は、許認可の取得が必要な場合の手続き。
- 4.参加者からの問い合わせ、使用日当日の受付、苦情対応、入場券の製作および販売(有料時)。
- 5.催物終了後の清掃および原状回復、ゴミ等の持帰り処分。

【注意事項】

- 1.ホールの定員は厳守願います。使用者は、参加者の氏名などの把握をお願いします。
- 2.使用者の搬出入用以外の車両は一切駐車できません。公共機関をご利用ください。
- 3.御堂会館内又はその周辺において、物品の配布・販売・宣伝・撮影・録音・募金などを行なう時は、事前に当院の許可を得てください。
- 4.ホール使用中に展示物などの破損・盗難が発生した場合は一切責任を負いません。
- 5.ホール使用中の事故・盗難などについては、当院に重大な過失がない限り、いかなる責任も負いません。また当院が責任を負う場合があっても、その損害額は既に受領済みのホール使用料を上限とします。
- 6.使用后、ホールの汚れが甚だしい場合は、特別清掃費をいただくことがあります。なお、清掃が困難なために補修が必要な場合は補修費用をご負担いただきます。
- 7.自然災害や火災などによる非常事態の発生、および警戒宣言が発令された場合、当院は防災、防水などに努めますが使用者も参加者の安全確保のために積極的な救護処置をお願いいたします。
- 8.その他の事項については、その都度当院と協議してください。

【使用制限】

以下の項目に該当すると認められた場合、使用中使用前にかかわらず使用をお断りすることがございます。

なお、これにより発生した損害について当院は一切責任を負いません。

- 1.本使用規程の一に反するとき。
- 2.使用申込書の記載に虚偽又は重大な誤りなどがあつたとき。
- 3.安全管理面などに関して当院からの指示に従わないとき。
- 4.関係諸官庁から中止命令が出たとき。

使用申込書に記載の団体、責任者、担当者、およびその関係者が以下に該当する場合は、当院は催告することなく契約を解除することができます。

- 1.政治団体又は他宗派の宗教団体が主催およびスポンサーである者。
- 2.暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力、公共福祉に反する活動を行なう団体およびその行為者である者。
- 3.自ら又は第三者を利用して当院の業務を妨害し又はそのおそれのある行為をした者、及び、自身やその関係者が暴力団などである旨を関係者に認知させ又はそのおそれのある行為をした者。

損害賠償及び免責等

使用者又はその関係者が当院の施設什器などを毀損、紛失、汚損などをした場合、それに伴う全ての損害に関し、使用者に当院の算定による損害賠償金を負担していただきます。

ホールの使用中止に伴う損害については、当院はいかなる責任も負いません。

当院は、使用者よりお預かりした個人情報を適切に管理し、機密を保持します。個人情報は、お客様への各種連絡及びサービス向上を図る目的で利用させていただきます。ご本人の同意なしに第三者に提供することはありません。

※「使用規程」の内容は、予告せずに変更することがあります。ご了承ください。

2018年11月 真宗大谷派 難波別院